

第4回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年10月20日（金）午後1時30分
場 所 大田原市総合文化会館 2階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4番 唐橋 洋子 6番 吉成 一

4 議 題

- (1) 報告第1号 農地法第3条の規定による許可処分取消及び一部取消について
- (2) 報告第2号 農地法施行規則第29条第1号の届出について
- (3) 議案第1号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について
- (4) 議案第2号 平成30年度農地等利用最適化推進に関する意見及び市農業等施策並びに予算に関する要望書(案)について
- (5) 議案第3号 「大田原市農業委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する農業委員会規則の制定について
- (6) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (7) 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (8) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (9) 議案第7号 非農地証明願について
- (10) 議案第8号 農用地利用集積計画について
- (11) 議案第9号 農地中間管理事業について

5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

1番 木村 光一	2番 清水 眞理子
3番 石崎 陽一	4番 唐橋 洋子
5番 小沼 伸枝	6番 吉成 一
7番 助川 悦夫	8番 越沼 良
9番 鈴木 賢一	10番 相馬 和恵
11番 細岡 則雄	12番 高崎 真一

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 13番 | 佐藤 長次 | 14番 | 荒井 一夫 |
| 15番 | 中山 知代子 | 16番 | 阿見 芳 |
| 17番 | 津久井 勝之 | | |

6 欠席委員 (0名)

7 本委員会に出席した職員

- | | | |
|-----|-----------|--------|
| (1) | 農業委員会事務局長 | 長谷川 淳 |
| (2) | 農業振興係長 | 五月女 博子 |
| (3) | 農地調整係長 | 田上 建二 |
| (4) | 農地調整係主査 | 北條 文康 |
| (5) | 農地調整係主任主事 | 金沢 翔平 |
| (6) | 農業公社業務係長 | 小林 正尚 |

開会の宣言

午前1時30分 開会

大田原市農業委員憲章唱和 (全委員)

事務局長 大田原市農業委員会総会規則第5条により会長は、総会の議長となり、議事を整理すると定められておりますので、議長は農業委員会会長の荒井一夫委員にお願いします。

議長挨拶 (荒井 一夫)

議長挨拶 (荒井 一夫) 本日の出席委員は17名、欠席0名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、ただいまから第4回農業委員会総会を開催いたします。

議長 (荒井 一夫) 議事に入る前に議事録署名人の選任ですが、議長において指名してよろしいでしょうか。

<異議なし>

議長 (荒井 一夫) 異議なしと認め、議事録署名人には4番 唐橋洋子委員、6番 吉成一委員にお願いします。

会議の書記につきましては事務局の五月女係長にお願いいたします。

議長 (荒井 一夫) それでは議事に入ります。始めに報告第1号「農地法第3条の規定による許可処分取消及び一部取消について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (北條 文康) <総会資料に基づき読み上げ1ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告を終わります。

議長 (荒井 一夫) 次に報告第2号「農地法施行規則第29条第1号の届出について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (北條 文康) <総会資料に基づき読み上げ2ページ>

耕作の事業を行うものが、自己の農地の保全もしくは利用増進のために必要不可欠な施設又は自己の農地をその者の農作物育成もしくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合で、その転用する農地の面積が2アール未満であるときは、農地の転用の制限の例外である規定があるため農地法の許可は必要ではないとされており、農業委員会への報告のみとなっております。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告を終わります。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第1号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (田上 建二) <総会資料に基づき読み上げ3～7ページ>

農業委員会等に関する法律第6条第2項に農地等の利用の最適化の推進に関する事務を、農業委員会の最も重要な事務として位置付けられています。また、第7条第1項で農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるように努めなければならないとされており、7条2項により指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならないとされています。この指針の案については8月21日の総会時に意見を伺っておりますが、8月24日に開催された第2回農地利用最適化推進委員会議の際にも意見を伺っております。農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様からのご意見は特にありませんでしたので、今回は当初の事務局案の通りです。今後、農業委員、推進委員の活動はこの指針に基づき行い、改選期ごとに、見直しを行います。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

小沼 伸枝委員 資料中にある担い手育成・確保の担い手の中に、「基本構想水準到達者」とありますが、これは何を到達した人のことを言うのですか。

事務局 (田上 建二) 農政課が管轄している担い手ですが、細かい内容までは把握していないので、調べてご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) その他質疑はありませんか
<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
本議案について、原案どおり承認することに賛成の方は、起立願います。
<全員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第1号は原案通り承認することといたします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第2号「平成30年度農地等利用最適化推進に関する意見及び市農業等施策並びに予算に関する要望書(案)について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (五月女 博子) <総会資料に基づき読み上げ8~10ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

木村 光一委員 要望第6について。この内容では組織としてペナルティを課せるよう要望しているようではいかがなものか。それより、大きな観点から要望したほうがよいのでは。WCS用稲の受け皿不足に着目し、関係機関との連携、コンバイン導入の推進などを図り、受け皿不足の解消を要望したほうがよいのではないか。

議長 (荒井 一夫) 木村委員のご意見を踏まえまして、他の委員の皆様からご意見等ありませんか。

佐藤 長次委員 ご指摘のとおり、私も6番については事前に読ませていただいた際に、気になったのですが、WCSの管理が悪いということのみを大枠の中に盛り込むより、全体として、作りたいのに作れない、設備がなくて対応できないなど大きな内容で要望したほうがよいのではないかと思う。中山間地域など、耕作放棄地対策としてWCSなどで対応とも思っています。なので、全体的な受け皿の問題がクローズアップされると思うので付け加えていただければと思います。また、全体の内容として、地域によっては関係ないものもあるかもしれないが、毎年農業委員会として意義ある要望をしています。今年は新たに推進委員の方々からも多く意見が出されたということで、喜ばしく思います。こういったいろいろな角度から意見を挙げ、農業を営む方々にも有利になる活動をしていければと思います。

議長 (荒井 一夫) その他ありませんか。ただいまの内容だけではなく他の5項目からでも結構です。

<ありません>

議 長 (荒井 一夫) それでは、事務局から何かありますか。

事務局長 (長谷川 淳) 木村委員からありました第6について。確かにご指摘のとおり、ペナルティ的にも感じられるので文章を変えて提出したいと思います。内容としては、管理の指導の外に、耕種農家と畜産農家の連携を図る取り組みや専用機械購入の際の補助の要望を入れるということではいかがでしょうか。

木村 光一委員 それでけっこうです。

事務局長 (長谷川 淳) それでは、市長、議長に提出するのは11月22日の予定なので、その前までには皆様にお知らせできればと思います。

議 長 (荒井 一夫) では、私からも補足いたします。この内容について、前々からこの取り組みについて、受け手と作り手の兼ね合いがうまくいかないなど、周りから聞いております。せっかくの取り組みなので、制度をもう少しキチッと整えて欲しいという事が意味合いなのかと思いますので若干の修正をして進めていただきたい。

その他、質疑はありませんか

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案どおり要望することに賛成の方は、起立願います。

<全員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第2号は原案通り要望することといたします。ただ、一部文言の変更がありますので、その辺はもう一度皆さんに確認をお願いします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第3号「大田原市農業委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する農業委員会規則の制定について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (五月女 博子) <総会資料に基づき読み11ページ>

大田原市個人情報保護条例の全部改正に伴い、当該条例を引用している大田原市農業委員会個人情報保護条例施行規則の条例番号の引用箇所を改正する必要があります。農業委員会他、各委員会が当該条例を引用しており、改正することから、総務課が一括で調整会議、庁議、例規審査を行っており、9月28日までに承認されております。

今後は議案のご承認後、公布を行う予定であります。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

中山 知代子委員 何号は決まってから入るのですか。あと、施行日はいつにな

るのですか

事務局 (五月女 博子) はい。カッコ内は決まってからです。また、施行日は特に決まりはなく、総務課はその月の月末や、年度ごとの日付にしていることが多いとのこと。

議長 (荒井 一夫) その他質疑はありませんか
＜質疑なし＞

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
本議案について、原案どおり承認することに賛成の方は、起立願います。
＜全員起立＞

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は原案通り承認することといたします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (金沢 翔平) <総会資料に基づき読み上げ12ページ>
申請1番について。申請地の一部が宅地であることが判明したため、その部分について3条の申請にはふさわしくないということで、分筆した後に農地部分のみ申請することとなったため、今回は取下げとなっています。

議長 (荒井 一夫) 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。

現地調査担当委員 (高崎 真一) 去る10月16日現地調査班第3班及び事務局とともに現地調査を行いましたので、調査結果について報告します。
農地法第3条の規定による許可申請2件について、地元推進委員からの報告により調査、検討した結果、何ら問題ないと思われまます。以上報告します。

議長 (荒井 一夫) 地元委員からの補足説明があればお願いします。
＜説明・意見なし＞

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。
＜質疑なし＞

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
本議案について、原案どおり許可することに賛成の方は、起立願います。
＜全委員起立＞

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は原案どおり許可することといたします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請

について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (金沢 翔平) <総会資料に基づいて読み上げ、13ページ>

議長 (荒井 一夫) 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。

現地調査担当委員 (高崎 真一) 調査結果について報告します。

ただいまの農地法第4条の規定による許可申請1件について地元推進委員と現地調査したところ、何ら問題ないと思います。以上報告いたします

議長 (荒井 一夫) 地元委員からの補足説明があればお伺いします。

<説明・意見なし>

議長 (荒井 一夫) 事務局と現地調査担当委員の説明が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案どおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第5号は原案通り許可することといたします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (金沢 翔平) <総会資料に基づいて読み上げ、14～17ページ>

申請番号3の農振除外が平成27年なのは、当時はコンビニ建設予定で申請があり除外されたが、その後に予定が取りやめになったので、5条申請は取消になっていた。今回資材置き場で利用するというので改めて申請が上がった。

議長 (荒井 一夫) それでは、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。

現地調査担当委員 (高崎 真一) 調査結果について報告します。

ただいまの農地法第5条の規定による許可申請4件について地元推進委員と現地調査をしたところ、何ら問題ないと思います。以上報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 地元委員からの補足説明があれば、お伺いします。

<説明・意見なし>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

- 議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
- 議 長 (荒井 一夫) 本議案について、原案どおり許可することに賛成の方は、起立願います。
＜全員起立＞
- 議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第6号は原案どおり許可することといたします。
- 議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第7号「非農地証明願について」を上程します。事務局から説明を願います。
- 事務局 (金沢 翔平) ＜総会資料に基づいて読み上げ18～23ページ＞
- 議 長 (荒井 一夫) それでは、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。
- 現地調査担当員 (高崎 真一) 調査結果について報告します。
ただいまの非農地証明願6件について地元推進委員と現地調査したところ、申請地及び周辺の状況から見て、すべて20年以上前から非農地であったもの、あるいは農地への復元が困難なものと推測しますので、何ら問題ないと思われます。以上報告いたします。
- 議 長 (荒井 一夫) 地元委員からの補足説明があればお願いします。
＜質疑なし＞
- 議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。
- 小沼 伸枝委員 私の家の周りにも申請1番のような、農地に植木を植えてそのまま放置されてボサボサになっているところがあるのですが、そういう場合の申請は本人がするのでしょうか、それとも農業委員や推進委員がするのでしょうか。また、農地から除外されるということは地目は雑種地とか山林になるのでしょうか
- 事務局 (金沢 翔平) まず、申請は基本的に所有者になります。今回の番号1については、申請地の所有者が管理されないので、隣接地に住んでいる方が、管理されないのであれば土地を所有して管理したい問うことで、隣接地の住人は農家ではないため農地のままでは購入できないということで現況から判断して非農地ということで上がってきています。その他の耕作放棄地などで農地への復元が困難だったり、植木やさんが、事業をやめてしまって植木がそのまま放置されていたりなど、あきらかに非農地と思われるような農地を見かけたら、農業委員さん、推進委員さんが所有者に非農地の申請について教えていただくなどで、あくまで本人から申請していただくのが基本となります。

- 議 長 (荒井 一夫) その他質疑はありませんか
＜質疑なし＞
- 議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
- 議 長 (荒井 一夫) 本議案について、原案通り証明することに賛成の方は、
挙手願います。
＜全員挙手＞
- 議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第7号は、原案どおり証明
することといたします。
- 議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第8号「農用地利用集積計画について」を上
程します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (小林 正尚) ＜総会資料に基づいて読み上げ、24～28ページ＞
- 議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質
疑はございませんか。
＜質疑なし＞
- 議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
- 議 長 (荒井 一夫) 本議案について、原案どおり承認することに賛成の方は
起立願います。
＜全員起立＞
- 議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第8号は原案どおり承認す
ることといたします。
- 議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第9号「農地中間管理事業について」を上
程します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (小林 正尚) ＜総会資料に基づいて読み上げ、29、30ページ＞
- 議 長 (五江淵 皓) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質
疑はございませんか。
＜質疑なし＞
- 議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
- 議 長 (荒井 一夫) 本議案について、原案どおり承認することに賛成の方は
起立願います。
＜全員起立＞
- 議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第9号は原案どおり承認す
ることといたします。
- 議 長 (荒井 一夫) 本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。
議事案件以外に委員のみなさまからご意見、ご質問等ありませんか
- 事務局 (田上 建二) 議案第1号で小沼委員からご質問がありました担い手の
基本構想水準到達者とはどういう方をさすのかということでしたが、農

政課に確認してきましたのでご報告いたします。以前認定農業者となっていた方で5年経過後更新していない人で、年間500万以上の所得と2000時間以内の労働時間を達成したものであるという事でした。

議長（荒井 一夫） その他ありませんか

＜ありません＞

議長（荒井 一夫） 以上で第4回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時45分 閉 会